

第二種特定鳥獣管理計画（第5期ニホンザル管理）（素案）にお寄せいただいた
御意見及び県の考え方

- 県民意見の募集期間：令和6年1月19日（金）から令和6年2月18日（日）
- 県民意見の募集：2名（11件）

※計画（案）に反映させて頂いた御意見：2番、4番、9番

番号	記載事項	御意見等	県の考え方（案）
1	サル群れの加害状況	サル群れの加害レベルの状況の地図は、白地図に加害範囲が書かれているが、分かりにくいいため、地形図に重ねた地図にして欲しい。あるいは、ポリゴンデータを QGIS で読めるように公開して欲しい。	サル群れの加害レベルは、複数色で表示しているため、見やすさを考慮し、背景図は白地図で作成しています。当地図は市町村が作成した生息情報マップをもとに県が作成したもので、市町村ごとに調査方法や精度が様々ですので、参考情報としております。 当 GIS データは、市町村で活用いただけるよう、県地域振興局を通じて、市町村に提供させていただきますので、ご理解をお願いします。
2	市町村年次計画について	市町村年次計画の様式例が、計画素案に掲載がないが、第4期計画の年次計画や生息情報マップ、被害情報マップと同じ様式の場合は、記入内容が多すぎて市町村の負担になっていると思われる。記入する項目を絞るなど簡略化が必要である。	当計画では、市町村年次計画の記入内容の簡略化と、「生息情報マップ」及び「被害情報マップ」の統合を図り、効率的な運用を考えております。 御意見を踏まえ、資料編に「生息情報マップ」の作成例を記載します。
3	人による追い払い	GPS データがある場合は、サルの群れがどこに行きそうか予測し、待ち伏せした追い払いが可能と思うため、普及啓発をお願いしたい。	県内でも GPS 付電波発信器を活用し、サルの群れの居場所を確認した上で、追い払いを実施している市町村がありますので、県開催の市町村担当者研修会等を通じて、市町村に情報提供を図ってまいります。
4	個体数管理の基本的な考え方	第3期及び第4期計画期間では、市町村からは群れが分裂して管理ができなくなることを防ぐため、オトナメスを捕殺しないと言われていたが、メスを放置する方が出産により群れの規模が大きくなるため、群れの管理ができなくなると思っていた。 「無計画な捕獲が群れ管理を困難にする」と記載があるが、このことを実証した説得力のある学術論文を引用して、紹介して欲しい。	環境省ガイドライン(2016)では、群れの分裂を防ぐための捕獲手法として、目標捕獲頭数に合わせた大型捕獲檻を用いて、多頭数を捕獲する手法が推奨されていること、無計画な管理は、被害の減少につながらないことが示されています。当計画の群れの個体数管理も、部分捕獲（オトナメスを含む多頭数捕獲）を基本とした捕獲手法に変更をしています。 御意見を踏まえ、引用文献について、分かりやすい表現に修正します。

番号	記載事項	御意見等	県の考え方（案）
5	ハナレザル等への対応	ツキノワグマにも共通するが、麻酔技術者が少なすぎるため、市町村職員が麻酔技術者になれるよう、鳥獣対策の従事年数が長い市町村職員に対しては、麻酔技術者に関する規制緩和をすべきである。規制緩和ができないのであれば、麻酔技術者になる方法を市町村職員に周知してはどうか。本来は、警察が県民の生命・財産の危機となる場合は、警職法第4条で対応すべきだが、そのような対応はされないと思う。	麻酔銃が扱える技術者の確保については、課題と考えております。御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
6	行政の役割	サル捕獲マニュアルなどを作成して欲しい。サルは獣道にくくりわなを置けば捕まるようなものではなく、捕獲檻のしくみを学習したサルを同じ捕獲檻で捕獲するのは至難の業である。猟友会の先輩に学ぶだけでは限界があり、農家のみなさんの役に立てずもどかしい思いをしている。	県開催の市町村担当者研修会等で、個体数管理を含めた技術的な助言をさせて頂き、引き続き、市町村を支援してまいります。また、市町村が開催する地域における研修会についても、支援を図ってまいります。 サルの捕獲マニュアルの作成については、今後の施策の参考にさせていただきます。
7	捕獲個体情報等の記録提出	捕獲調査票の様式が計画素案に記載がないが、第4期計画と同じ場合は、提出する捕獲個体の写真や記入内容が多く、捕獲従事者に負担となっているため、簡略化が必要である。	当計画における捕獲個体の記録提出に関しては、市町村及び捕獲従事者の負担軽減、並びに効率的・効果的な情報の活用が図られるよう、様式の簡略化、写真の省略を考えているところです。また、計画期間内でも、必要に応じて様式を変更するなど柔軟な運用を考えてまいります。 なお、捕獲報償金の申請にあたっては、国で定めております写真や各市町村で規定している証拠書類を提出いただく必要がありますので、ご理解をお願いします。
8	電気柵の設置	農業技術課が開発された長野式電気柵は、あちこちで導入され、低コストで施工性が良いことが特長だが、残念ながら地面と最下段との間が15cmと、サル（特にコドモ）の頭より大きく、もぐりこみを許すものとなっているほか、FRPポールによじ登る事例が見受けられる。農業技術課のさらなる技術改良に期待したい。	いただいた御意見は、県農業技術課と共有し、今後の普及技術研究の参考とさせていただきます。

番号	記載事項	御意見等	県の考え方(案)
9	一般県民へのサルに対する知識の普及啓発	<p>サルに対する間違った知識が蔓延しているため、本文のとおり正しいサル知識を啓発してほしい(指揮命令をするボスザルがいる、GPSをつけたサルは凶暴化する、オスザルは鉄砲撃ちにも立ちむかうなど)</p> <p>資料編に掲載の普及啓発チラシには、「サルに近づかない」と記載があるが、追払いはサルに近づかないとできないため、何を目的としたチラシなのか。</p>	<p>サルはシカやイノシシと異なる生態が多く、正しい知識の普及が必要と考えます。引き続き、関係機関が連携して、普及啓発に取り組んでまいります。</p> <p>資料編に掲載の普及啓発資料は、観光客向けの資料として掲載しているところです。</p> <p>御意見をふまえ「観光客向け」である旨を追記します。</p>
10	サルの被害対策に活用できる県補助制度	<p>県から受けとることのできる補助制度の一覧表などがあるとありがたい。また、毎年草刈りや支障木の伐採(特に竹)などへの補助が欲しい。</p> <p>農林水産省の捕獲報償金1頭8,000円では、エサ代とガソリン代で赤字であるため、サルの捕獲報奨金の上乗せ補助がほしい。</p> <p>補助金は、市町村を通すのが手間なので、個人や地区から直接申請したい。</p>	<p>サル等の鳥獣被害対策に関する国や県の補助制度については、市町村が実施主体となって、活用いただくことが基本と考えております。</p> <p>国や県の補助制度の一覧表等については、市町村担当者研修会等での共有を検討してまいります。</p> <p>捕獲報償金の上乗せ等の被害対策の補助制度の拡充については、県農政部局と連携して検討するとともに、国への要望を検討してまいります。</p>
11	サルの被害対策全般について	<p>県全域に群れが分布し、慢性的な猿群の増加・被害の増加により、耕作放棄・里山荒廃が進んで悪循環となっている。</p> <p>群れの行動調査に基づく組織的で計画的な追払い等が必要である。</p> <p>以下の対策については、5年間の最低目標とし、年度毎に、各種有害鳥獣対策補助金の申請要件として各市町村で実施すること、中央アルプスエリアだけでも先駆的な実施がされるよう提案したい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 全群へのGPS首輪装着による行動調査 2) 得られた情報のHP等開示と計画作成 3) ICTを活用した実行的な追払い・被害防止 4) より効率的な実行・実証 5) 総括・次期へのフィードバック 	<p>GPS付電波発信機等を活用した加害群の行動域の調査は、一部の市町村で取り組まれており、効果的な対策に活用されているところです。</p> <p>加害群の行動域の調査や被害防除対策等の補助制度は、市町村において活用いただけますので、県の対策チーム等が引き続き、効果的な対策が行われるよう、市町村に助言や支援を行ってまいります。</p>